

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとして扱います。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2019年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

問1

ア～エを比較して、不正競争防止法で規制される行為に該当するものとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用する行為
- イ 他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用し、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為
- ウ 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と類似のものを使用して商品を販売する行為
- エ 商品に、その商品の品質について誤認させるような表示をする行為

問2

ア～エを比較して、条約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア マドリッド協定議定書に基づいて国際商標登録出願をする際の出願書類は、英語で作成することができる。
- イ パリ条約上の優先権を主張して商標登録出願をする場合に、優先期間は12カ月である。
- ウ 特許協力条約（PCT）に基づいて、商標登録出願をすることはできない。
- エ マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願は、基礎出願を受理し又は基礎登録した官庁を通じ、国際事務局に対して行う。

問3

ア～エを比較して、著作権法上の職務著作の成立要件として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、著作物はプログラムに係るものではないものとする。

- ア 法人等の業務に従事する者が職務上作成すること
- イ 契約や就業規則にあらかじめ職務著作の対価に関する規定を定めておくこと
- ウ 公表する場合に法人等の著作名義で公表されるものであること
- エ 法人等の発意に基づくこと

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

問4

ア～エを比較して、特許出願に係る明細書に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 拒絶理由が通知された場合には、拒絶理由に示された事項に限り明細書を補正することができる。
- イ 明細書は、特許請求の範囲の記載にない事項を含むことはない。
- ウ 明細書には、発明の名称、図面の簡単な説明、及び発明を実施するための形態を記載しなければならない。
- エ 明細書の発明の詳細な説明は、いわゆる当業者がその発明の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものでなければならない。

問5

ア～エを比較して、商標登録出願に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録出願に係る指定商品が、他人の商標登録に係る指定商品と非類似の場合には、当該他人の商標の存在を理由に、当該商標登録出願が拒絶される場合はない。
- イ 商標登録出願に係る商標が、商標法第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）に該当することのみを理由とする拒絶理由の通知を受けた場合に、当該商標登録出願の査定前に、当該拒絶理由に引用された他人の登録商標に係る商標権が放棄されたときには、当該商標登録出願は、その拒絶理由により拒絶されることを免れる。
- ウ 商標登録出願に係る商標について、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標（商標法第3条第1項第5号）に該当する場合であっても、商標登録を受けることができる場合がある。
- エ 対比される商標から生ずる称呼が同一であっても、外観、観念、取引の実情を総合的に考慮した結果、互いに非類似の商標と判断される場合がある。

問6

ア～エを比較して、著作者人格権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作物の創作を他者に委託した場合、業務委託契約に定めがあれば、委託者が著作者人格権を有する。
- イ 職務著作の場合、著作者人格権は、著作物を作成した従業員ではなく法人が有する。
- ウ 著作者人格権は相続の対象となる。
- エ 著作者人格権を侵害された場合、著作者は侵害者に対して損害賠償を請求することができない。

第34回知的財産管理技能検定
【2級(管理業務)学科試験】

問7

ア～エを比較して、特許出願に係る手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 期間の計算に関し、期間が午前零時から始まるときは、期間の初日は算入しない。
- イ 特許を受ける権利が共有に係る場合、他の共有者と共同で特許出願をする必要がある。
- ウ 特許庁長官は、特許出願の実体審査を行う。
- エ 特許出願の願書に特許出願人の氏名又は名称の記載がない場合であっても、手続補完書を提出して補完すれば、願書の提出日が特許出願の出願日として認められる。

問8

ア～エを比較して、種苗法に基づく品種登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 育成者権の存続期間は、原則として品種登録の日から25年である。
- イ 出願品種の種苗が日本国内において出願の日から1年遡った日前に業として譲渡されているときは、品種登録を受けることができない。
- ウ 育成者権者は、登録品種のみならず、登録品種と特性により明確に区別されない品種についても、業として利用する権利を専有する。
- エ 既存の品種よりも優れた品種でなければ、品種登録を受けることができない。

問9

ア～エを比較して、著作権の処分や利用に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
- イ 共同著作物の著作権は、他の共有者の同意を得なければ、各共有者はその持分を譲渡することができない。
- ウ 著作権者から著作物の利用許諾を得た者は、著作権者の承諾を得なくとも、その著作物を利用する権利を第三者に譲渡することができる。
- エ 著作権の移転を第三者に対抗するためには、登録が必要である。

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

問10

ア～エを比較して、IPランドスケープに関する次の文章の空欄〔1〕～〔3〕に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

IPランドスケープとは、積極的な〔1〕策定のために、〔2〕を統合して分析した事業環境と将来の見通しを〔3〕へ提示するものである。

- ア 〔1〕＝研究開発戦略・知財戦略
〔2〕＝自社及び他社の知財情報
〔3〕＝経営陣・研究開発責任者
- イ 〔1〕＝研究開発戦略・知財戦略
〔2〕＝知財情報及びビジネス関連情報
〔3〕＝事業責任者・研究開発責任者
- ウ 〔1〕＝経営戦略・事業戦略
〔2〕＝知財情報及びビジネス関連情報
〔3〕＝経営陣・事業責任者
- エ 〔1〕＝経営戦略・事業戦略
〔2〕＝自社及び他社の知財情報
〔3〕＝ステークホルダー

問11

ア～エを比較して、パリ条約に規定される特許出願の優先期間として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 18カ月
- イ 12カ月
- ウ 8カ月
- エ 6カ月

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

問12

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作物の複製権を有する者は、著作権を設定した範囲内であっても、自由に当該著作物の複製を行うことができる。
- イ 著作権は、著作権に係る著作物の出版後70年を経過するまでの間、存続する。
- ウ 著作権の設定は、文化庁に登録しなければ効力を生じない。
- エ 著作権を設定することができるのは、著作物の複製権又は公衆送信権を有する者である。

問13

ア～エを比較して、特許出願に係る意見書に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願人は、手続補正書と意見書とを別の日に提出することはできない。
- イ 特許出願人は、明細書に記載できなかった事項に関して、出願審査請求と同時に意見書を提出して意見を述べるることができる。
- ウ 拒絶理由通知に対して審査官と面接をした場合には、その後に意見書を提出することはできない。
- エ 拒絶理由通知を受けた後、手続補正書を提出する場合には、必ずしも意見書を提出する必要はない。

問14

ア～エを比較して、関税法に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品で輸入されようとするものを没収して ，又は当該物品を輸入しようとする者にその を命ずることができる。

- | | | | |
|---|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ア | <input type="text" value="1"/> =財務大臣 | <input type="text" value="2"/> =積戻し | <input type="text" value="3"/> =差止め |
| イ | <input type="text" value="1"/> =財務大臣 | <input type="text" value="2"/> =廃棄し | <input type="text" value="3"/> =積戻し |
| ウ | <input type="text" value="1"/> =税関長 | <input type="text" value="2"/> =積戻し | <input type="text" value="3"/> =差止め |
| エ | <input type="text" value="1"/> =税関長 | <input type="text" value="2"/> =廃棄し | <input type="text" value="3"/> =積戻し |

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

問15

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 営利目的ではなく、聴衆又は観衆から料金を受けず、実演家に報酬が支払われない場合であれば、公表されている著作物を著作権者の許諾を得ずに上演することができる。
- イ 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて、著作物を複製する行為は、著作権の侵害となることはない。
- ウ 公正な慣行に合致し、正当な範囲内で行われるものであれば、公表されていない著作物であっても引用して利用することができる。
- エ 自ら創作した著作物が、それより前に創作された他人の著作物と偶然同じ内容であったとしても、その他人の著作権を侵害することになる。

問16

ア～エを比較して、特許出願に係る拒絶査定に対する不服審判の争点として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許請求の範囲に記載された発明に係る発明者が、最初にその発明を完成したか。
- イ 特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載したものであるか。
- ウ 特許請求の範囲に記載された発明が、発明の単一性を満たすか。
- エ 特許請求の範囲に記載された発明が、公序良俗に反するものであるか。

問17

ア～エを比較して、特許権の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権を侵害する製品の生産にのみ用いられる部品を譲渡する行為は、特許権の侵害に該当しない。
- イ 試験又は研究のために特許製品を生産する行為は、特許権の侵害に該当しない。
- ウ 他人の特許発明を利用する製品であっても、自らがその製品に関する特許権を取得した上で生産する行為は、特許権の侵害に該当しない。
- エ 違法に製造された特許製品であっても、正当な対価を支払って購入したものを使用する行為は、特許権の侵害に該当しない。

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

問18

ア～エを比較して、商標の自他商品又は役務の識別機能の説明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 同一の商標を付した商品等は、一定の生産者や販売者等からの出所を示す機能
- イ 数ある同種の商品等の中から、自己の商品等を他人の商品等と区別して示す機能
- ウ 同一の商標を付した商品等は、一定の品質等を有していることを示す機能
- エ 自己の商品等に関する情報を伝達する機能

問19

ア～エを比較して、特許出願に対する拒絶査定、又は拒絶審決に対する訴えに関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願人及びその承継人以外の者は、拒絶審決に対する訴えを提起することはできない。
- イ 拒絶審決に対する訴えの管轄裁判所は、出願人の住所（法人の場合は所在地）により定められる。
- ウ 拒絶審決に対する訴えは、拒絶審決の謄本の送達の日から14日を経過した後は、提起することができない。
- エ 拒絶査定に対する不服の申立てについては、拒絶審決を待たずに直接裁判所に訴えを提起することができる。

問20

ア～エを比較して、共同研究開発の成果について、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得ないで、その特許権について、他人に専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾することができる。
- イ 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。
- ウ 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なくても、その特許発明を実施することができる。
- エ 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得ることにより、その持分を第三者に譲渡することができる。

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

問21

ア～エを比較して、意匠登録出願後の手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠登録出願後3カ月以内に出願審査請求をする必要がある。
- イ 意匠登録出願に対する審査官からの拒絶理由の通知に対しては、意見書若しくは手続補正書、又はその双方を提出することができる。
- ウ 図面の補正が要旨の変更該当するとして審査官によってその補正が却下された場合の決定に対する不服申立ては、拒絶査定不服審判の請求とともにしなければならない。
- エ 意匠登録出願に係る意匠について補正できる期間は、拒絶理由の通知の発送日から所定の期間に限られる。

問22

ア～エを比較して、特許権における先使用に基づく通常実施権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア この権利は、特許出願の際現にその発明の実施である事業を開始していなければ認められない。
- イ この権利は、特許権者の承諾を得なくても認められる。
- ウ 特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をした場合だけでなく、特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得した場合にも、この権利が認められることがある。
- エ この権利に基づいて特許発明を実施する場合は、特許権者に対価を支払う必要はない。

問23

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 発明すること自体が職務に含まれていなければ、職務発明に該当しない。
- イ 職務発明の帰属について、特許法上は特段の定めはなく、通常の発明と同様に取り扱われる。
- ウ 職務発明について、発明完成前にあらかじめ、使用者が特許を受ける権利を承継する旨の契約をすることはできない。
- エ 職務発明について、その発明をした従業者が特許を受けた場合、使用者は法定通常実施権を取得する。

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

問24

ア～エを比較して、著作権法上の保護の対象となる著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 講演
- イ 舞踊
- ウ 地図
- エ プログラム言語

問25

ア～エを比較して、独占禁止法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 会社の役員が他社の役員を兼任することについて、独占禁止法違反となる場合がある。
- イ 特許ライセンス契約において、ライセンスを受けた者が契約終了後に競合品を取り扱うことを禁止することは、独占禁止法上、問題にならない。
- ウ 特許ライセンス契約において、許諾に係る製品の販売価格を制限することは、独占禁止法上、問題にならない。
- エ 1つの会社が、品質の優れた商品を安く供給することにより市場を独占してしまう場合は、私的独占として独占禁止法違反となる。

問26

ア～エを比較して、特許出願人が特許出願前に行う先行技術調査に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 先行技術調査では、調査日以前に出願されたすべての特許出願を調査の対象とすることができる。
- イ 特許出願に係る発明に関連する文献公知発明を知っている場合には、当該文献公知発明に関する情報を明細書に記載する必要がある。
- ウ 先行技術となる公開特許公報が発見された場合、その特許請求の範囲に記載された発明のみを検討すればよい。
- エ 学会誌で公表された学術論文の内容についての調査が必要な場合はない。

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

問27

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権は、原則として著作者の死後70年を経過するまでの間、存続する。
- イ 著作権の譲渡契約において、翻訳権、翻案権等が譲渡の目的として特掲されていない場合は、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定される。
- ウ 外国の著作物については、条約により、その著作権の存続期間に戦時加算分の期間が加算される場合がある。
- エ ベルヌ条約の加盟国では、著作物に©の記号、著作権者名、及び最初の発行年を表示することにより、その表示年に創作があったものと推定される。

問28

ア～エを比較して、特許出願に係る手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする場合、その新規性喪失行為のあった日から6カ月以内に特許出願をしなければならない。
- イ 明細書の記載内容について特許出願後に手続補正書を提出して補正が認められた場合、補正した内容は出願時に遡って効力を生ずる。
- ウ 特許出願が共同出願である場合、共同出願人の全員が共同して手続補正書を提出しなければならない。
- エ 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前はいつでも、願書に添付した特許請求の範囲について補正をすることができる。

問29

ア～エを比較して、登録意匠の範囲に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基づいて判断される。
- イ 特徴記載書の記載は、登録意匠の範囲を定める基準にはならない。
- ウ 登録意匠に類似する意匠について、意匠権者は独占排他的に実施することができる。
- エ 登録意匠と類似するか否かの判断は、創作者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う。

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

問30

ア～エを比較して、商標権の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者が、故意により自己の商標権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額を超える額を、商標権者は請求することができない。
- イ 商標権者は、自己の商標権を侵害するおそれがある者に対し、当該商標登録の内容を記載した書面を提示して警告した後でなければ、その侵害の停止又は予防を請求することができない。
- ウ 商標権者が、故意により自己の商標権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、譲渡数量に商標権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量あたりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者が受けた損害の額とすることができる。
- エ 音に係る登録商標を有する商標権者は、他人による役務の提供のために音を発した者に対して、損害の賠償の請求をすることができる場合はない。

問31

ア～エを比較して、著作権、著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 日本国民の著作物であっても、著作権に関するベルヌ条約未加盟国において最初に発行された著作物は、日本の著作権法の保護対象とはならない。
- イ ベルヌ条約には、内国民待遇の原則が規定されている。
- ウ 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、著作物に該当しない。
- エ 著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

問32

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）における国際調査に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際調査の調査結果は、国際調査報告として出願人と国際事務局に送付される。
- イ 国際調査は、関連のある先行技術を発見することを目的として行われる。
- ウ 国際調査は、審査請求がされた国際出願について行われる。
- エ 国際調査の見解書において、国際出願に係る発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する見解が記載される。

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

問33

ア～エを比較して、商標法に規定する登録異議の申立て又は審判に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 利害関係人に限り、登録異議の申立てをすることができる。
- イ 何人も、商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。
- ウ 登録商標が3年間継続して使用されていない期間があれば、現在その登録商標が使用されていても、その登録商標に対して商標法第50条（不使用取消審判）に規定する審判を請求することができる。
- エ 何人も、商標法第51条（不正使用取消審判）に規定する審判を請求することができる。

問34

ア～エを比較して、契約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 契約は申込と承諾の意思表示が合致した時に成立するので、口頭による契約であっても無効とはならない。
- イ 真意でないことを知りながら意思表示をした場合であっても、相手方がそのことを知っていた場合には、その意思表示は無効となる。
- ウ 瑕疵担保責任は、民法上定められた規定であるので、当事者間の契約によって、排除することはできない。
- エ 相手方の債務不履行によって譲渡契約を解除した場合には、契約は過去に遡って効力を失う。

問35

ア～エを比較して、著作権の侵害、行使に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権を侵害している者だけでなく、侵害するおそれがある者に対しても差止請求権を行使することができる。
- イ 譲渡権者の許諾を得て公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物を公衆に再譲渡する場合、譲渡権の効力は及ばない。
- ウ 過失により他人の著作権を侵害した者に対しては、刑事罰として懲役又は罰金が科せられる。
- エ 法人の従業員が著作権を侵害した場合、その行為者とともに法人も罰金刑に処されることがある。

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

問36

ア～エを比較して、弁理士の業務に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 弁理士でなければ、商標権の登録料の納付を業として行うことはできない。
- イ 弁理士が特許無効審判の請求に関して相談を受け、対処方針等の助言を与えた後であっても、当該特許無効審判において相手方となる特許権者の代理人となることができる。
- ウ 弁理士は、弁護士と共同でなくても、裁判所において特許無効審決の取消しを求める訴訟の代理人となることができる。
- エ 弁理士が特許出願の代理を業として行う場合、特許業務法人として行う必要がある。

問37

ア～エを比較して、自社で開発中の技術が他社の特許権の権利範囲に含まれることを発見した場合の考え方として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 他社の特許権に対する対策の1つとして回避技術の開発も考えられるが、当該特許権に係る技術に比べて劣位の技術しか生まれなため、事業面で問題を生じることになる。
- イ 自社が保有する特許権で当該他社が実施しているものを調査することは、当該他社の特許権に対する対策とはならない。
- ウ 特許を取り消すことができるとされる先行文献を発見した場合には、特許異議の申立てによって設定登録後いつでも特許権を消滅させることができる。
- エ 特許権者に対してライセンス交渉を求めたが不調に終わった場合には、事業化を断念することも選択肢の1つである。

問38

ア～エを比較して、意匠権に基づく差止請求権及び損害賠償請求権に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

差止請求権は、 の侵害に対するものであって、侵害の を請求できる最も有効かつ直接的な救済措置である。一方、損害賠償請求権は、故意又は によって侵害により生じた損害の賠償を請求し得る権利である。

- | | | | |
|---|---|---|--------------------------------------|
| ア | <input type="text" value="1"/> = 現在又は過去 | <input type="text" value="2"/> = 停止 | <input type="text" value="3"/> = 過失 |
| イ | <input type="text" value="1"/> = 現在又は過去 | <input type="text" value="2"/> = 停止 | <input type="text" value="3"/> = 不作為 |
| ウ | <input type="text" value="1"/> = 現在又は将来 | <input type="text" value="2"/> = 停止又は予防 | <input type="text" value="3"/> = 過失 |
| エ | <input type="text" value="1"/> = 現在又は将来 | <input type="text" value="2"/> = 停止又は予防 | <input type="text" value="3"/> = 不作為 |

第34回知的財産管理技能検定
【2級（管理業務）学科試験】

問39

ア～エを比較して、特許権の設定登録前の特許出願に基づく警告を受けた者のとり得る措置として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許庁長官への情報提供
- イ 設定登録前の特許異議申立て
- ウ 特許出願の継続的確認
- エ 自社製品の設計変更

問40

ア～エを比較して、著作隣接権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権法に規定する実演家とは、俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者をいい、実演を指揮し、又は演出する者は含まれない。
- イ 実演家は公表権を有するため、その実演を無断で公表された場合、公表を差し止めることができる。
- ウ 実演家人格権は、譲渡することができない。
- エ レコード製作者とは、レコードを発行した者をいう。

【第34回知的財産管理技能検定】

【2級 学科】

番号	正解
問1	ア
問2	イ
問3	イ
問4	エ
問5	ア
問6	イ
問7	イ
問8	エ
問9	ウ
問10	ウ
問11	イ
問12	エ
問13	エ
問14	エ
問15	ア
問16	ア
問17	イ
問18	イ
問19	ア
問20	ア
問21	イ
問22	ア
問23	エ
問24	エ
問25	ア
問26	イ
問27	エ
問28	イ
問29	エ
問30	ウ
問31	ア
問32	ウ
問33	エ
問34	ウ
問35	ウ
問36	ウ
問37	エ
問38	ウ
問39	イ
問40	ウ